

第5章 安全安心に暮らせるまちづくり

施策5-1 いざというときに備えるまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 近年、地震や風水害等の自然災害が全国的に頻発しています。自然災害や火災、交通事故、犯罪等から市民の生命と財産を守るためには、行政による対策を強化することはもとより、市民、地域、企業等が連携して対応するための取組が重要です。自らが自らを守る「自助」、地域住民相互による「共助」、公共機関による救助・支援などの「公助」が有機的に行われることが必要です。
- 本市では、これまで自然災害が比較的少ない地域ですが、全国で発生している地震や風水害等大規模災害の教訓を踏まえ、今後、発生が懸念される「長井盆地西縁断層帯」を震源とした地震災害をはじめ様々な災害に対応するため、減災を基本とした公共施設や家屋の耐震化等の災害防止対策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を行うほか、市民の防災意識や地域*コミュニティの防災力の向上、や緊急災害時等の情報収集・伝達体制を整備するなど危機管理体制の強化を図る必要があります。
- 置賜広域行政事務組合消防本部と連携し、消防施設の充実、消防力の強化を図るとともに、消防団の組織体制の活性化を図るほか、市民や民間事業所等への防火・救急講習会を実施し、防火意識の高揚の促進を図り、予防消防の強化が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症のような世界的な流行を引き起こす感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。こうした感染症がひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害や社会・経済へ与える影響は甚大なものとなります。感染拡大防止に向け感染症予防に対する知識を備え、正しい情報をもとに適切な行動に努めることや有事に備えて衛生用品等の備蓄を行うことが必要です。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 防災基盤や地域防災力を強化するとともに、市民が平常時から防災に強い関心と深い理解をもつ、災害に強いまちを目指します。

減災を基本とした防災体制の強化を推進するとともに、消防力や消防団の充実といった消防体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。

* コミュニティ (→ P. 〇参照)

* ライフライン (→ P. 〇参照)

■ ■ 施策での取組 ■ ■

5-1-1 防災基盤の強化

担当課：総務課環境生活課、土木課、都市整備課、水道施設課、下水道課、教育総務課

- 防災活動拠点となる公共施設や*ライフライン施設等の耐震化を図り、都市基盤施設の防災に配慮した整備を推進します。
- 国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりの構築に総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

5-1-2 地域防災力の強化

担当課：総務課環境生活課、
社会福祉課、こども課、健康課、高齢福祉課

- 自主防災組織の設立促進、災害時行動マニュアルや防災マップの作成、防災訓練や研修等を実施して、日頃から災害時においても円滑に対応できる体制を整備します。市民が災害時に適切な対応をとれるよう、防災訓練や研修等の知識を深められる場を設けるとともに、共助力を高めるために自主防災組織の設立及び組織の継続運営を支援していきます。
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設と連携し、「避難確保計画」の作成や災害発生に備えた訓練の実施を支援していくとともに、災害時に、要配慮者が避難所に安心して入れるよう体制を整備していきます。
- 災害時の指定避難所となる小中学校やコミュニティセンターなどとの連絡体制を強化します。
- 各種災害等を想定し、防災資機材倉庫に防災資機材や備蓄品の計画的な整備を推進します。

5-1-3 消防力の強化

担当課：総務課環境生活課

- 置賜広域行政事務組合消防本部と連携して消火栓、防火貯水槽等の消防施設の充実を図るとともに、火災等災害発生時の消防・救急救助に係る緊急要請体制を継続するほか、市民に対する初期消火訓練、応急手当講習会を引き続き実施します。
- 消防団員の確保を図るほか、消防団活動に必要な設備等の整備を推進し、消防力の強化を促進します。

5-1-4 災害時等における適切な情報の発信

担当課：総務課環境生活課、健康課

- 災害時における市民への早急かつ適切な情報提供等を行います。
- 感染症等の生命や健康の安全を脅かす事態に対しては、発生予防や拡大防止に努めていくため、国や県と連携し、市民への早急かつ適切な情報提供等を行います。
- 新型の感染症の流行に備え市民、事業所等にも衛生用品等を平常時に備蓄しておくよう周知・啓発を行います。

■主な事業：消防団施設整備事業、非常備消防事業、公共施設の耐震化事業等

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) 応急手当講習会に参加するなど応急手当の知識を身につけましょう。
- ・(市民) 災害用食糧や非常用生活用品・衛生用品を備蓄しましょう。
- ・(市民・地域) 自主防災組織の設立や活動の活発化に努めましょう。
- ・(市民・地域・事業者) 防災・防火訓練に積極的に参加しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	防災拠点としての公共施設の耐震化率	H26 <u>R1</u>	92.0% <u>96.4%</u>	100.0%	<u>100.0%</u>	<u>環境生活課</u> 都市整備課
2	自主防災組織率	H26 <u>R1</u>	54.2% <u>68.7%</u>	70.0%	<u>100.0%</u>	<u>環境生活課</u>
3	消防団員の充足率	H26 <u>R1</u>	93.2% <u>89.9%</u>	100.0%	<u>100.0%</u>	<u>環境生活課</u>

施策5-2 普段から安全を心がけるまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市における交通事故件数は減少傾向にありますが、交通死亡事故者の内、高齢者が占める割合が高くなっています。一方、児童等については、登校時の交通指導やボランティア立哨活動、幼少期からの交通教育が一定の成果を上げています。
今後も、年代に応じた交通教育を引き続き推進するなど交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守意識の向上に向けた取組をしていく必要があります。高齢化が急速に進む中において、高齢者の関係する交通事故が増加傾向にあり、また、
- 東北中央自動車道の開通に伴う交通環境の変化等に昼夜の区別を意識しないライフスタイルの変化や経済活動に伴い、夜間の交通量が増加し、夜間事故の増加が懸念されることから対応するため、区画線やカーブミラー歩道や道路照明等の交通安全施設の整備を進めるなど安全な道路環境づくりを進める必要があります。また、年代に応じた交通教育を引き続き推進するなど交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守意識の向上に向けた取組も必要です。
- 本市を管轄する米沢警察署管内での刑法犯認知届出件数は減少傾向にありますがあることから、引き続き地域や関係機関との連携強化による防犯対策を推進し、犯罪の誘引となる深夜徘徊等の青少年の不良行為を抑止し、より犯罪等の起こりにくい環境を整備する必要があります。
- 社会経済構造の変化、技術革新、情報化の進展は、消費生活に様々な変化をもたらし、利便性が増進する一方で、新たな手口による悪質な詐欺まがいの商法が後をた絶ちません。たず、本市においても消費生活相談に寄せられる苦情や相談内容も複雑化しています。このため、行政や専門機関が連携し、相談体制をより充実させるとともに、消費者被害の未然防止を図るため、消費に対する知識の普及に努め、自立した消費者を育成する必要があります。また、民法改正に伴い令和4年度から成人年齢の引下げが予定されていることから、各年代にあわせた消費者教育により自立した消費者を育成するとともに、地域全体で子どもや高齢者等を見守る仕組みづくりを支援し、消費者トラブルの未然防止を図っていく必要があります。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 交通事故、犯罪及び消費者被害が起こりにくい環境が整備され、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

市民一人ひとりの交通安全意識の高揚や環境整備等、交通安全対策の推進とともに、防犯対策や消費者行政の推進を図り、安全な環境づくりを推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

5-2-1 交通安全対策の推進

担当課：環境生活課、土木課

- 交差点や狭幅員及び見通しの悪い道路におけるの改良を推進するとともに、区画線道路照明灯やカーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。
- 交通安全関係団体と協力・連携して交通安全意識の啓発を図るとともに、交通指導員による交通安全指導体制を充実させます推進します。
- 高齢者を対象とした交通教室を実施するなど、高齢者の交通事故を減少させる取組を推進します。

5-2-2 防犯対策の推進

担当課：環境生活課、社会教育→体育課

- 地域ぐるみの自主防犯活動を支援するとともに、関係団体等との連携による街頭指導や防犯教育の実施等により、青少年の非行防止や青少年に対する犯罪防止を推進します。
- 街路灯や防犯灯の設置を推進するほか、必要に応じて防犯カメラの設置を検討します。

5-2-3 消費者被害の防止と消費者教育の推進

担当課：環境生活課、高齢福祉課

- 消費生活センターの相談体制を継続する機能充実を図るとともに、関係機関との連携により相談及び情報提供体制を強化します。
- 消費者に対する啓発活動及び消費者教育を推進します。

■ 主な事業：交通安全施設整備事業、青少年補導センター活動事業、消費者行政推進事業等

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・(市民) 交通ルールを遵守し、常に交通安全の意識を持ちましょう。
- ・(市民) 悪徳商法にだまされないための正しい消費者知識を身に付けましょう。
- ・(市民・地域) 地域一体となった巡回パトロール等の自主防犯活動を実施しましょう。
- ・(事業者) 商品や契約内容に対する適切な表示や説明を行いましょ。

■ ■ 目指す目標値 (活動指標・成果指標) ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	交通事故発生件数(人身)	H26 R1	569件 303件	410件	(R1年比) 50%減	環境生活課
2	街頭犯罪の発生件数 (米沢警察署管内)	H26	480件	343件	=	環境生活課
2	<u>刑法犯認知件数(米沢市内)</u>	R1	276件	=	(R1年比) 50%減	環境生活課

3	特殊詐欺の被害件数 (米沢警察署管内)	H26	6件	3件	-	環境 生活課
3	<u>消費者見守りサポーター養成 人数</u>	<u>R1</u>	<u>2,185人</u> (H27~R1 累計)	=	<u>5,000人</u> (H27~R7 累計)	<u>環境 生活課 高齢 福祉課</u>

施策5-3 冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市は、特別豪雪地帯に指定され、冬期間の日常生活や経済活動をする上で、道路の除排雪等の克をはじめとする雪対策は必要不可欠なものとなっておりいることから、これまでもその充実に力を入れて取り組んできました。しかし、高齢化の進展やライフスタイルが多様化する中、家庭や地域で共に支え合う機能の弱体化、自力で除雪することが困難な高齢者世帯や雪の重みによるり倒壊のおそれがある空き家の増加していることから、更に多様な克雪対策が求められてい等が課題となっています。
- ~~このようなことから、雪に配慮した道路整備と状況に応じた効率的な除排雪体制を推進するほか、地区の除排雪協力会の組織化の推進や、地域の助け合い、支え合いによる高齢者や障がい者世帯における雪下ろし等への支援体制の強化を図る必要があります。また、道路、住宅等における消融雪施設や地吹雪防止対策等の雪害防止対策を充実させる必要があります。~~
- このような中、本市では平成30年5月に雪対策総合計画を策定し、効率的な除排雪体制の推進や計画的なハード整備等により雪に強く住みよいまちづくりを推進するとともに、高齢者・障がい者等が冬期間も安心して生活できる体制づくりや、市民協働による雪処理の担い手確保などに取り組んでいます。
- 雪は、冬期間の生活に不便を強いる面がある一方で、水資源として豊かな自然の恵みをもたらすとともに、本市においては、上杉雪灯籠まつりに代表されるように、冬期間における貴重な観光資源として活用されています。このように雪には有用な面もあることを理解した上で、雪を地域資源として活用した産業や観光を振興する必要があります。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 冬でも快適な生活環境を確保できる雪と向き合い、共に支え合いながら、安心して暮らせる雪に強いまちを目指します。

冬期間の状況に応じた効率的な除排雪体制の確立を進めるとともに、道路や住宅等における消融雪施設等の充実や雪害防止の対策を推進し、雪に対する安全確保を進めます。また、高齢者・障がい者が冬期間安心して生活できる体制や、市民協働による雪処理の担い手確保等を進めます。さらに、雪を利用した産業、観光の振興を図り、地域活性化を促進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

5-3-1 総合的な雪対策

担当課：総合政策課

- 総合的な雪対策の指針となる雪対策総合計画を策定します。雪対策総合計画に基づき、克雪・親雪・利雪対策を推進します。

5-3-2 効率的な除排雪体制の確立

担当課：社会福祉課、高齢福祉課、
土木課、都市整備課

- 除雪指定路線の状況に応じた効率的な除排雪を推進するため、除排雪業務委託の全体的な見直しや除雪車運行管理システムの導入を検討するとともに、雪に配慮した道路整備のあり方を検討します。冬期間の効率的な除排雪を推進するため、除雪車運行管理システムの実証試用を検証し、本格導入を検討します。
- ~~地域との協力により除排雪協力会の組織化を推進するとともに、高齢者・障がい者世帯への雪下ろし等に対する支援を推進します。~~

5-3-3 道路、住宅等における融雪施設等の充実

担当課：土木課、都市整備課

- 流雪溝の整備を推進するほか、融雪設備や雪害防止策等、住宅等の克雪化を支援するとともに、その克雪化の普及に向けた啓発活動を推進します。

5-3-4 雪害防止の充実

担当課：土木課

- 地吹雪が発生する箇所への防雪柵設置や山間部等におけるなだれ防止対策雪庇除去等の雪崩防止対策を推進します。

5-3-5 安心して生活できる体制づくり

担当課：総合政策課、社会福祉課、
高齢福祉課、土木課

- 地域との協力により除排雪協力会の組織化を推進するとともに、高齢者・障がい者世帯への雪下ろし等に対する支援を推進します。
- 地域主体で行う地域内の除排雪体制整備を支援し、地域共助による雪対策の強化を促進します。
- 除雪ボランティア活動の継続支援やオペレーター勉強会等を行い、雪処理の担い手確保を図ります。

5-3-6 雪を利用した産業、観光の振興

担当課：総合政策課、観光課、
農林課

- 上杉雪灯籠まつり等の雪を活用したまつりを継続させるとともに、雪国の魅力を伝えるイベント等の開催により、をはじめとする雪国の魅力を伝えるイベント等を開催するとともに、関係団体と連携した誘客プロモーションの実施により、冬期間の観光誘客を推進します。
- 市内のスキー場と連携し、近隣県、北関東をターゲットとした誘客プロモーションを実施し、冬のスポーツツーリズムを推進します。
- 雪氷熱エネルギーの利用を検討します。

* 除排雪協力会（→ P.〇参照）

■主な事業：雪対策総合計画の策定 地域の支え合いによる除排雪推進事業、道路・歩道等の除排雪事業、上杉雪灯籠まつりの開催

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市 民) 道路等の除雪作業に協力も するとともに、重機による水路への投雪や交通の妨げとなる除雪行為はやめましょう。
- ・(市 民) 雪を活用したまつりやイベント等に積極的に参加しましょう。
- ・(市 民・地 域) 地域の高齢者、障がい者世帯等の除排雪や雪下ろしの支援を行いましょう。
- ・(市 民・地 域) 除排雪協力会の役割を理解し、その組織化に積極的に協力しましょう。
- ・(事業者・大 学) 雪氷熱エネルギーの利用や雪国に必要な商品・技術の開発研究を推進しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	除排雪協力会の組織数	H26 <u>R1</u>	451 団体 <u>477 団体</u>	480 団体	<u>495 団体</u>	土木課
2	雪灯籠まつり観光客入込数	H26 <u>R1</u>	158,500 人 <u>162,000 人</u>	170,000 人	<u>274,000 人</u>	観光課